

中津市監査委員告示第 21 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年度指定管理者監査の 結果を別紙のとおり公表する。

令和3年10月29日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒賀 慎太郎

指定管理者監查結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
コアやまくに管理運営グルー プ	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る令和2年度(令和2年4月1日~令和3年3月31日)の出納その他の事務	令和3年10月8 日~10月29日
公益社団法人 農業公社やま くに		

監査を実施した監査委員 岡 雅一 ・ 恒賀 慎太郎

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

監査にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

- 所管部局関係
- ①公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法や条例等に根拠をおいているか。また、その指定は適正・公正に行われているか。
- ②管理に関する協定等の締結は適正か。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ③管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続きは適正になされているか。
- ④事業報告書の点検は適切になされているか。また、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑤施設の利用促進を図るため、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

• 指定管理者関係

- ①施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ②利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正か。また、利用促進のための努力はなされているか。
- ③公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ④公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、 領収書類の整備、保存は適切になされているか。

5. 監査の結果

指定管理者が行った公の施設の管理に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各施設は関係法令、協定等の定めるところにより管理が行われ、公の施設として一定の効果を示し、概ね適正に指定管理業務の実施及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の 指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和3年11月10日 (水)までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、指定管理者を対象に行ったものではあるが、所管する 担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望する とともに、あわせて団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期 されたい。

【コアやまくに管理運営グループ】

(グループの構成団体 リーフラス株式会社及び一般財団法人コアやまくに)

(1)施 設 名 中津市複合文化施設コアやまくに・中津市やすらぎの郷やまくに・中津市山国若者定住環境モデル施設(コロナ運動場)・中津市山国林業者等健康増進センター(コロナ体育館)・中津市奥耶馬渓憩の森

(2) 所管部局・課 山国支所 地域振興課

(3)施設の設置目的

山国地域に有する歴史、風土、風習等の地域資源を有効活用し、都市との交流、地域の情報発信及び地域教育の充実等を通じ、地域産業の振興、地域文化の進展を図り、これらの活性化活動に寄与することを目的とする。

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

Ⅱ. 指定管理業務の内容

- ①コアやまくにの利用許可・施設保守管理・管理運営に関する業務
- ②みんなのお店及びスケート事業の管理運営に関する業務
- ③やすらぎの郷の利用許可・施設保守管理・管理運営に関する業務
- ④憩いの森の利用許可・施設保守管理・管理運営に関する業務
- ⑤やまくにスポーツパークの利用許可・施設保守管理・管理運営に 関する業務

Ⅲ. 事業費 215, 819, 776円 (令和 2 年度)

うち指定管理料 118,238,141円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①自動券売機保守業務委託契約書の契約年月日が記載されていません。また一部の請求書及び見積書などにも日付の記載が漏れているものが散見されます。

これらは金銭取引に直結する重要な証拠書類であり、適切な事務処理を行うよう求める。

②監査対象年度外文書ではありますが、提出書類中の令和元年度「コアやまくにスケート場組立・解体工事委託業務」他3件の委託契約書に収入印紙が貼られていません。

これらは印紙税法に定められる課税文書であるため、速やかに同法に沿った適切な処理を行うよう求める。

(要望事項)

③中津市指定管理者として山国地域の振興と地域住民の福祉の向上に寄与頂きありがとうございます。

複合文化施設コアやまくには、過疎からの脱却と若者定住のプロジェクトとして策定されたアメニティタウン構想に基づき建設され、自然に恵まれた環境を活かしつつ、近未来的建築物や温泉宿泊施設、体育・娯楽施設などを有しており、過疎化・高齢化が進む中山間地域の正に"コア(核)"と位置付けられる中心的役割を担っています。

しかしながら地域の衰退は顕著に進んでおり、令和2年度より「コアやまくに管理運営グループ」として運営体制が一新されたことを機に、新たな企業ノウハウにより再活性されることを期待しています。

今夏の東京オリンピックではスケートボード競技に多くの人の関心が集まりました。先の中津市議会でも複数の議員より遊戯場所の確保について質問が上がっています。例えばインラインスケート場でのスケートボード利用は可能でしょうか。また"コロナ"以降注目されているキャンプブームに関しては、憩いの森キャンプ場をセールスするチャンスであり、その一案としてオートキャンプ場としての活用が出来ないかなど検討を希望します。今後とも話題性と時勢に乗った集客策の創造に努められ、地域に無くてはならない施設であり続けることを強く要望する。

Ⅱ. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①基本協定書の管理物品について、市財務会計システムの備品登録が旧所 管課のまま所管替えがされていません。また、令和2年度より中津市物品会 計規則の改正に伴い備品価格基準が税込3万円以上に見直されているが、そ の対応も行われてないように見受けられます。

早期に備品台帳の整理と備品シールの貼り替えを行うとともに、基本協定書に掲載される管理物品の実態把握を行うよう求める。

②令和2年度支出命令書【伝票番号0061834-002】憩の森遊歩道修繕業務について、136,400円(内税12,400円)を支出している。

中津市複合文化施設コアやまくに外4施設の管理運営に関する基本協定書第17条2項の規定では、「管理施設(設備等含む)の修繕については、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満の場合は、乙が自己の費用と責任において実施する・・・以下省略」とある。

よって本修繕費用は指定管理者が負担すべきものと解されるが、いかなる支出根拠によるものか示されたい。

【公益社団法人 農業公社やまくに】

- (1)施 設 名 中津市堆肥センターやまくに
- (2)所管部局・課 山国支所 農林建設課
- (3)施設の設置目的

家畜排せつ物の管理の適正化を図り、良質な堆肥の生産及び利用を促進し、もって資源循環型社会への移行に資することを目的とする。

- (4)指定管理の概要
 - I. 指定期間 平成29年7月1日から令和4年3月31日まで
 - Ⅱ. 指定管理業務の内容
 - ① 堆肥センターやまくにの管理運営に関する業務
 - ② 堆肥センターやまくにの使用許可に関する業務
 - ③堆肥の製造・配達・散布・販売に関する業務
 - ④営農指導及び普及に関する業務
 - Ⅲ. 事業費 75, 434, 114円 (令和 2 年度) うち指定管理料 6, 111, 111円
- (5) 監査の結果
 - I. 団体に対する事項

(指摘事項)

- ①切手管理簿について、備考欄に使用目的の記載がなく業務上の使用であったのか判別がつきません。適切な事務処理を行うよう求める。
- ②中津市堆肥センターやまくに指定管理者仕様書の5堆肥センターやまくにの管理代行に関する業務基準では、従業員等の安全管理と事故防止に努めるために、7.安全管理運行業務において「安全講習等の実施」が、また8.救急業務では「救命講習等の定期的開催」が規定されている。

しかしながら、事業報告等にこれらの実施に関する記載が見受けられないが、その実態について伺いたい。

また、指定管理施設モニタリングシート中に防火訓練の実施が出来てなかった旨の記載があるが、防火・防犯等の安全対策は指定管理者として特に優先される責務であり、人命と市財産を守るための必要な対応を速やかに行うよう強く求める。

Ⅱ. 所管課に対する事項

(指摘事項)

- ①中津市財務会計システムの備品登録データについて、設置場所が現状と 異なるものがあります。備品に異動等があった際は速やかに修正を行い、 適正な事務処理に努めるよう求める。
- ②中津市堆肥センターやまくにの危機管理体制について、指定管理者仕様 書に示される従業員の安全管理と事故防止のための「安全講習等の実施」 や、「救命講習等の定期的開催」、また防火訓練等の予防措置が十分に行 われてないように見受けられる。

指定管理施設として人命と市の財産が守られる体制が出来ているか把握するとともに、所管課としての指導強化を求める。